

# JIS

## 適合性評価－日本産業規格への適合性の認証－ 分野別認証指針（鉄鋼製品第1部）

JIS Q 1013 : 2021

令和3年2月22日 改正

日本産業標準調査会 審議

（日本規格協会 発行）

日本産業標準調査会標準第一部会 金属・無機材料技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	木村 一弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
(委員)	天谷 義則	一般社団法人日本アルミニウム協会
	磯 敦夫	一般社団法人日本電機工業会
	井上 謙	一般社団法人日本産業機械工業会
	岩崎 央	ステンレス協会 (日鉄ステンレス株式会社)
	河合 功介	公益社団法人自動車技術会 (株式会社 SUBARU)
	河村 能人	一般社団法人日本マグネシウム協会 (熊本大学)
	組田 良則	一般社団法人日本建設業連合会 (株式会社フジタ)
	種物谷 宣高	高圧ガス保安協会
	須山 章子	一般社団法人日本ファインセラミックス協会 (東芝エネルギーシステムズ株式会社)
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	廣本 祥子	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	水沼 涉	一般社団法人日本溶接協会
	山口 富子	九州工業大学
	吉田 仁美	一般財団法人建材試験センター

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.8.20 改正：令和 3.2.22

官 報 掲 載 日：令和 3.2.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：金属・無機材料技術専門委員会 (委員長 木村 一弘)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 認証の条件	1
5 認証の申請	2
5.1 対象規格	2
5.2 認証の区分	2
5.3 申請書	2
6 初回工場審査及び初回製品試験	2
6.1 一般	2
6.2 初回工場審査	2
6.3 初回製品試験	3
7 評価	4
8 認証の決定	4
9 認証契約	4
10 認証書の交付	4
11 認証の追加又は変更	4
12 認証維持審査	4
12.1 定期的な認証維持審査	4
12.2 臨時の認証維持審査	4
13 JIS マーク等及び付記事項の表示	4
13.1 JIS マーク等の表示	4
13.2 付記事項の表示	5
13.3 表示の方法	5
14 認証に係る秘密の保持	5
15 違法な表示等に係る措置	5
16 認証の取消し	5
17 JIS が改正された場合などの措置	5
附属書 A (規定) 初回工場審査において確認する品質管理体制	9
附属書 B (参考) 初回工場審査において確認する品質管理体制の例	11
解 説	36

## まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Q 1013:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

# 適合性評価—日本産業規格への適合性の認証— 分野別認証指針（鉄鋼製品第 1 部）

Conformity assessment—Conformity assessment for Japanese Industrial Standards—Guidance on a third-party certification system for steel products

## 1 適用範囲

この規格は、鉄鋼製品分野に係る日本産業規格（以下、**JIS** という。）に固有な認証手続、製品の品質管理体制などに関する要求事項について規定する。この規格の構成は、**JIS Q 1001** で規定する一般認証指針（以下、一般認証指針という。）の構成と同じとし、これらの項目のうち、当該鉱工業品の特性に基づき、一般認証指針に定める要求事項に対し、特例とする事項を規定する。

この規格の、対象となる鉄鋼製品分野に係る **JIS** は、表 1 の **JIS** である。

なお、この規格は、**JIS Q 1001** と併読して用いる。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS G 0415** 鋼及び鋼製品—検査文書

**JIS Q 1001** 適合性評価—日本産業規格への適合性の認証—一般認証指針（鉱工業品及びその加工技術）

**JIS Q 17025** 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項

## 3 用語及び定義

一般認証指針による。

## 4 認証の条件

一般認証指針による。